

フランスにおける 社会的排除と文化政策

—社会的包摂における芸術・文化の意義

天野 敏昭

問題意識と課題

- 1 社会問題と社会的排除
- 2 社会的包摂と文化政策
- 3 アソシアシオンの取組

結論

問題意識と課題

フランスは、社会的排除の概念を生み、社会参入の最低所得保障（RMI=Revenu minimum d'insertion, 以下, RMI）（1988年創設）⁽¹⁾や排除との闘いに関する1998年7月29日の基本法（Loi n°98-657 du 29 juillet 1998 d'orientation relative à la lutte contre les exclusions, 以下, 反排除法）などを通じ、社会問題に先進的に取り組んでいる。

貧困や社会的な格差の問題を市民権や社会権が剥奪される排除の概念へと発展させた諸政策は、社会的連帯の概念に基づき、①社会的に排除されている人々の市民権を確保し、②RMIや反排除法において、雇用、住居、教育、医療福祉、文化など広範な生活保障の必要性を認め、社会権の確保に寄与する可能性を有する。例えば、文化政策では、「développement culturel」（文化的発展）の理念に基づく、「連帯と排除との闘い」を目的とする諸施策が行われている。

(1) 受給対象者は、フランス国内に居住する、最低限所得に満たない25歳以上のすべての人で、扶養する子どもを持つ者や出産予定の者については、25歳未満でも受給権が認められる。手当額は、保障される所得の上限と世帯所得額の差に基づいて算定され、財源は全額国家である。RMIのほか、単親手当（API）、老齢補足手当（ASV）及び高齢者連帯手当（ASPA）、特別連帯手当（ASS）、年金同等代替手当（AER）、寡婦手当（AV）、障害補足手当（ASI）、一時待機手当（ATA）の社会最低所得手当があるが、RMIは職業経験や求職者登録を要件としない、最も基本的な最低所得保障制度である。2008年12月31日時点のRMIの受給者数は、フランス国内が1,005.2千人、海外県・海外領土が136.7千人である [L'ONPES, 2010]。ただし、RMIは、増加する低収入労働者層の救済や、RMIの受給から脱却できない失業者層の就労意欲を喚起するため、2008年12月1日に、RMIやAPIに代わる「積極的連帯所得（RSA=Le revenu de solidarité active）」の施行に関する法が公布され、2009年6月1日から実施されている。

フランスは、1946年の第四共和国憲法の前文で、全国民に文化へのアクセスを保障することを規定し、芸術・文化に対する国家の関与が大きい⁽²⁾。また、文化へのアクセスの必要性を反排除法の第140条に規定し、文化・コミュニケーション省とその地方機関Directions régionale des affaires culturelles（地域文化行政局、以下、DRAC）⁽³⁾が、地方自治体や関係機関と連携し、社会的排除に対峙するアソシアシオン（非営利組織）と協働している。

本稿では、第一にフランスの社会問題や社会的排除への政策対応を概観し、そうした対応を文化政策の諸施策や上記のアソシアシオンの取組と関連付けて論じる。第二に、公民連携の取組の中から、社会的包摂における芸術・文化の意義について、定性的な効果が明らかになりつつある[IGAS, 2007: Fondation Abbé Pierre, 2009: 財団法人地域創造, 2010] 現状を踏まえ、わが国の社会政策と文化政策に対する示唆を導き出したい。

1 社会問題と社会的排除

(1) 社会問題の現状⁽⁴⁾

フランスの近年のGDP成長率は、EU27カ国の平均を下回って推移しているものの⁽⁵⁾、15～64歳人口の年平均雇用率は2000年の62.1%から2008年には64.9%に微増し⁽⁶⁾、15歳以上の労働力人口の失業率は9%台から7%台へと改善した。しかし、欧州委員会は、この状況について非正規雇用や有期雇用契約などの増加が主な要因との見解を示し、ワーキングプアの増加を問題視している[European Commission, 2008]⁽⁷⁾。また、若年層（15～24歳）と中高年齢層（55～64歳）の雇用率は30%台にとどまり、失業率はEU27カ国の平均を上回って推移しており、特に、若年層や外

(2) 2008年のフランスの文化・コミュニケーション省の予算額（アーカイブ、文化産業、芸術教育等の予算を含む約4,360億円）が国家予算に占める割合は0.86%である。一方、日本の文化庁の予算額1,018億円（2008年度）が国家予算に占める割合は0.12%である。韓国は0.79%、ドイツは0.39%、英国は0.25%、アメリカは0.03%である。また、GDPに占める寄付の割合（文化芸術以外を含む）は、アメリカが1.67%、英国が0.73%、ドイツが0.22%、フランスが0.14%、日本が0.13%である（韓国はデータなし）。

(3) 1977年に発足した組織で、政府直轄の機関として、地方における芸術・文化の助成や助成先の評価、関連団体への助言、文化財の保護といった文化政策全般を担う。助成の際は、専門知識を持った職員のほか、外部の専門家が加わる。中央と地方及び地方の地域間の文化行政が偏在しないように調整する役割を担っており、①文化政策の地方分散及び施策の拡大、②芸術及び文化にかかる教育の推進、③文化にかかる産業経済振興の3つの使命を掲げている。

(4) 各指標とも、2009年の実績が既に発表されているが、本稿では、世界的な金融危機の影響を排除するため、2008年までの実績を中心にみていく。

(5) 2009年はEU27カ国の平均を上回り、2010年も上回ることが予測されているが、2011年には再び下回ることが予測されている[Eurostat-Annual national accounts]。

(6) 従来から、男性の雇用率はEU27カ国の平均を下回り、女性の雇用率はEU27カ国の平均を上回っている[Eurostat-Labour Force Survey]。

(7) 長期的な傾向として、非定型雇用労働者が増加している。1982年から2007年への変化をみると、人数では22,600千人から25,628千人増え、比率では5.4%から12.3%に増えている。また、パートタイムで働く人の割合は、9.2%から17.2%に増えている[L'ONPES, 2010]。

国人の失業率が高い⁽⁸⁾。

フランスは、「経済成長の鈍化→失業及び就労条件の悪化→若年層や外国人の失業率の高止まり→生活条件の悪化と次世代への継承→市民権、社会権の剥奪」という負の連鎖に陥っている。こうした社会問題は、個人の意思とは独立した経済的なリスクの結果として、誰にでも起こり得る状況だと理解されるようになり、80年代以降、「長期失業者」や労働環境の変化や不安定雇用に伴う「新しい貧困者」の増加が問題視されるようになった [ディディエ・ドマジエール, 2002]。

長期に及ぶ失業状態は、金銭や物質的な欠如に加え、精神面においても不安定な状況に陥る可能性を高め、意欲、自己信頼、自尊心の喪失や社会とのつながりを絶たれる社会的排除を招く可能性を高める。こうした状況への対策は、求職活動だけでは十分とはいえない。社会的排除は、現代のフランスの社会問題の要因やその緩和・解決に向けた政策過程を考える上で看過できない鍵概念になっている。

表1 フランスにおける経済成長及び雇用実態の推移

指 標	(単位: %)				
	2000年	2006年	2007年	2008年	2009年
GDP成長率	3.9 (3.9)	2.2 (3.2)	2.4 (3.0)	0.2 (0.5)	-2.6 (-4.2)
雇用率 (15~64歳)	62.1 (62.2)	63.7 (64.5)	64.3 (65.7)	64.9 (65.9)	64.2 (64.6)
雇用率 (55~64歳)	29.9 (36.9)	38.1 (43.5)	38.2 (44.6)	38.2 (45.6)	38.9 (46.0)
雇用率 (15~24歳)	28.6 (37.5)	30.2 (37.6)	31.5 (37.4)	32.0 (37.6)	31.4 (35.2)
失業率	9.0 (8.7)	9.2 (8.2)	8.4 (7.1)	7.8 (7.0)	9.5 (8.9)
失業率 (15~24歳)	19.6 (17.3)	22.1 (17.1)	19.6 (15.3)	19.1 (15.4)	23.3 (19.6)
失業率 (外国人)	20.9 (13.6)	16.7 (13.1)	16.4 (12.0)	14.1 (12.2)	17.8 (16.4)

出所: Eurostat.

注: () 内は、EU27カ国の平均。

(2) 社会的排除の概念と現状

60~70年代の社会的排除⁽⁹⁾は、社会保険を適用されない周縁的な立場の底辺層化された人々やグループの状況に言及する概念であったが、80年代以降の「新しい貧困者」の問題において、被排除者は、失業者、ホームレス、未就業の青年、単親世帯の親子、配偶者のいない女性などに広がり、金銭や物質面の欠如に加え、自らの意思に基づいて能動的に社会生活に参画し、生活の基盤を確立することが困難化する過程を包含する概念に発展した。

近年のフランスの貧困と社会的排除の主な指標は固定化し、貧困や社会的排除の状況が改善され

(8) ここにおける外国人の定義は、海外で外国人として生まれ、現在はフランスに住む人をさす。2007年の失業率は、男性が14%、女性が18%である [European Commission, 2008]。また、失業率の高さに伴い、外国人の貧困率も高く、北アフリカ、アフリカ、EUに加盟していない欧州諸国の出身者は貧困率が特に高い。例えば2005年の状況では、フランス国籍の人々の貧困率が11%であるのに対し、移民の貧困率は21%と高く、マグレブ40%、アフリカ41%、EUに加盟していない欧州諸国27%といった状況である [L'ONPES, 2010]。

(9) 60年代、貧困問題に取り組むNGO「ATD第4世界（カールモンド）」が「排除」という言葉を使ったのを端緒に、70年代には、当時の社会問題担当閣外大臣であったルネ・ルノワールが、その著書 (Lenoir, R. [1974] 『排除された人々：フランス人の10人に1人』) の標題に「排除」の言葉を使用した。

ているとはいえない。貧困リスク率全体は、EU27カ国の中で高いグループに位置するわけではないが、単身者、単親世帯、子供の多い世帯の貧困率が相対的に高く、後述するRMIを3年以上受給する人や所得保障のない求職者の割合が高止まりしている。さらに、単身者や単親世帯では暮らし向きが困難である割合が高い [L'ONPES, 2010]。これらから、社会的に排除されているのは、若年層や外国人といった就業困難な人々や単身者のほか、経済的な自立が困難で、社会から孤立しやすいと考えられる子どもや女性である。そして、貧困や社会的排除の状況から抜け出すことが困難であることがうかがえる。

こうした現状を踏まえると、社会的排除に対する施策は、所得再分配や就労支援だけでは十分とはいえ、社会的に排除された人々が、その後の人生に対して希望を持ち、能動的に社会に参画することを可能にする支援施策を組み合わせることが求められる。すなわち、経済的な自立の前提として、個人の自律を図っていくことが重視されなければならない。

表2 フランスにおける貧困と社会的排除

貧困と社会的排除の主な指標	(単位: %)				
	1998年	2000年	2006年	2007年	2008年
①貧困率 (等価世帯所得平均値の60%以下)	13.0	13.5	13.1	13.4	13.0
・ 貧困率 (単身者)	—	—	16.4	16.5	16.9
・ 貧困率 (単親世帯)	—	—	30.0	30.2	30.0
・ 貧困率 (子どもが3人以上いる世帯)	—	—	20.0	20.7	19.7
②貧困率 (等価世帯所得平均値の50%以下)	7.5	7.3	7.0	7.2	7.1
③生活状態が苦しい率	12.0	12.1	12.7	12.2	—
④RMIの3年以上受給者の割合	39.8	46.9	44.5	47.9	46.7
⑤早期学校退学率 (18-24歳の者)	14.9	13.3	13.1	—	12.0
⑥所得保障を受けていない求職者率	46.2	44.3	39.5	38.6	38.5
⑦所得配分の不平等指数 (D9/D1)	3.26	3.27	3.41	3.39	—

出所: L'Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale (L'ONPES), 'Bilan de 10 ans d'observation de la pauvreté et de l'exclusion sociale a l'heure de la crise: rapport 2009-2010'.

Philippe Lombardo et Jérôme Pujol., 2010, 'Les niveaux de vie en 2008' Insee Première N°1311.

注: ①~③は貧困に関する指標, ④は最低所得保障に関する指標, ⑤~⑥は基本的な権利へのアクセスに関する指標, ⑦は所得格差に関する指標である。

注: ③は、家計、支払の遅延、消費、住宅の各状況に含まれる27の指標に対する回答状況で測定される。

社会的排除の概念は、90年代以降、EUや英国、日本で肯定的に受容される一方、フランスの言説には一定の留保がみられる [中村, 2006: 都留, 2002]。中村は、この理由として3点指摘する。すなわち、①EUの公式な政策課題に昇華していく過程で、フランスで培われてきた概念が一定の限定をこうむる、②イギリスにおいて顕著のように、社会科学の生産の現場で政府補助金を獲得するための不可欠のキーワードに成り果ててしまう、③社会学者が「排除」を超える新たな概念の創出に取り組んでいる点である。中村は、三点目について、R.カステルの「社会的脱—加入」⁽¹⁰⁾やS.ポーガムの「社会的降格」⁽¹¹⁾の各所説に言及し、①「排除」の概念は静態的で、「内」と「外」

(10) 労働を通じた統合と非統合及び社会的・家族的な関係への参入と非参入の2つの軸から導き出される、社会的生活の4つのゾーン(統合、脆弱さ、扶助、脱—加入)を流動的に移動し得ると考える所説 [中村, 2006]。

(11) 脆弱さ(失業もしくは失業保険給付終了後にRMIを受給しているが、自ら就労に向けて職業訓練や求職活動を

の二分法では社会の現実を正確に表現できず、②排除に対して論者が抱く社会的現象の違いがある点を指摘する。このように、フランスの「排除」の概念は、社会動態の変化に伴って変化していくと考えられる。

歴史的経過を踏まえると、フランスは社会的排除の概念を生むとともに、概念が変化する必然性を有していたと考えられる。すなわち、大革命後、中間団体を廃止するル・シャプリエ法の施行（1791年）により、市民は、国家から独立または対峙する存在として位置付けられ、自助を前提に生活を切り抜けていかなければならなかった。そうした状況下において貧困の表象が変化する中で、その対応策は、教会組織等の慈善行為から公的扶助、さらに社会保険（保障）といった相互扶助機能へと変化していった。現代の貧困の表象である排除の対応策である社会保護制度は、国民、地域、家族などの連帯（solidarité）主義思想⁽¹²⁾に基づいて実施されると同時に、国家の参入（包摂）政策により、国民の自助に基づく連帯機能を補完する必要性が高まっている [田中, 2006b]。

社会問題をモラルの問題と考え、連帯の概念を使用したデュルケムの理論によれば、社会の成立要件は、同じ意識を持つ個人の機械的連帯ではなく、異なる意識を持つ個人が、相互依存関係の中でつながり合う有機的連帯の中に見出されなければならない。しかし、有機的連帯が成立する前提として、道徳性の三要素である「規律の精神、社会集団への愛着、意志の自律性⁽¹³⁾」 [デュルケム（麻生・山村訳）、2010] を備える個人が、「社会化」できる仕組みが必要になる。デュルケムによれば、そうした仕組みは中間集団組織に求められるが、同時に、国家が連帯の最終的な表象であると考え、国家は、個人の道徳性や自律性を高め、個人が社会化できるよう支援していくことが求められる。

表3 フランスにおける包摂論の三つの系譜

	時期	貧困の表象	貧困への対応	包摂の理念	具体的対策
包摂Ⅰ	中世	乞食・浮浪者	周縁化	慈善	慈善行為／監禁
包摂Ⅱ	フランス革命	人民	権利の主体化	友愛	公的扶助
包摂Ⅲ	19～20世紀	労働者＝危険な階級	社会統合	連帯	社会保険（保障）
	1980年～現代	排除	社会的包摂	新しい連帯	参入（包摂）政策

出所：田中 [2006b]。

している状態）→扶助、依存（社会的保護、相互扶助活動、ソーシャルワークに依存する状態）→社会的紐帯の解消（労働市場への参入、健康や住居の問題、家族とのつながりの消失など複合的な問題を抱えた状態）から脱退の過程を辿ると考える所説 [中村, 2006]。

(12) 政治家レオン・ブルジョワ（Leon Bourgeois）（1920年にノーベル平和賞受賞）により、1896年に提唱された。田中 [2006] によれば、「連帯」は、＜下から＞の中間集団自治（職域ごとの「リスク」共有）と、＜上から＞の限定的な国家管理（公教育、公衆衛生、中間集団間の調整）を組み合わせることで、個人の自発性と社会統合を両立させようとする秩序原理である。

(13) デュルケムによれば、規律の精神には、規則的な生活の愛好、欲求の抑制または自我の支配の2つの要素が存在する。また、社会集団の愛着の源は、自己以外の他のものに共感する能力の中に、すなわち愛他ないしは無私無欲と呼ばれる性向の総体の中に存在する [デュルケム（麻生・山村訳）、2010]。

2 社会的包摂と文化政策

(1) 社会的排除への施策対応：文化への着目

フランスは、80年代後半以降、社会的排除の概念に依拠して、所得、健康、住宅などの社会保護施策に取り組んでいる。社会的排除への施策では、被排除者の市民権や社会権といった基本的な権利の保障と自立に向けた主体性が尊重される。すなわち、市民権において、国民や市民は、社会や集団への帰属や思想、表現、行動、財産などの個人的な自由と政治的な権利を妨げられず、社会権において、市民権の観念を超える、個人の生存と生活の維持発展に必要となる諸条件の確保を求める権利を保障することが目標とされる。

マーシャルによれば、大革命後に確立した市民的権利は、19世紀に政治的権利、20世紀に社会的権利へと拡張されてきた。それに伴い、権利と義務の関係は、両者の緊張関係から、両者のバランスを図り相互が影響し合う関係の構築に重点が置かれるようになった。そこで重視される義務は、これまで強調されてきた就労義務のほか、社会参加 [Hall, T., Coffey, A, 2007] や政治参加 [Lister, M. R, 2001] である。義務の多様化に伴い、市民は、自らの経験を通して社会性を学び、社会に主体的に関わることが益々要請される。

そうした側面は、社会的排除の主な対策であるRMI、反排除法、L'Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale（貧困と社会的排除の国立調査機関＝L'ONPES）⁽¹⁴⁾ の設置（1999年）の各施策にみることができる。各施策は、人々の生活全般にかかわる様々な政策分野を導入し、貧困や社会的排除の原因への対応から事後的な対応まで、多次的、多層的に行われる必要性が認識されている。例えば、RMI創設の契機となったウレザンスキ・レポート（1987年）には、社会保護すべてに及ぶ諸施策の方向性が提言されている [都留, 2000]。また、RMIや反排除法は、社会問題に対峙するアソシアシオン（非営利組織）による先導的な取組と施策創設に対する運動によって成立した点からも注目される。

RMIの目的は、最低限の所得保障と社会や職業への参入支援である。RMIを特徴づける参入とは、受給者が、各自の能力に応じて県議会長と参入契約⁽¹⁵⁾を締結し、①受給者の意欲の動機づけと再奮起させる活動、②公共的利益を生む雇用・就労、③ソーシャルワーカーの社会的同伴活動による受給者の市民生活における自治の確保、地域におけるアソシアシオンの社会的団体活動などへの参加、余暇・文化・スポーツ等の諸活動への参加、④住宅（再）入居や住宅改善への援助、⑤職業基礎教育や就労に関する、養成企業や職業養成機関・アソシアシオンとの協定、⑥医療保障の施策、といった幅広い施策支援 [都留, 2000] を受けることにより、社会に参画し職業に従事できる状況をつくり出すことである。

(14) 国内の貧困と社会的排除の実態を総合的に把握するため、社会問題省に設置された機関。

(15) 契約では、①受給者が実行可能な参入計画、②行政・援助者が計画実現のために提供できる手段、③①と②の実行状況とその結果を評価するための日程が規定される [都留, 2000]。出雲 [2007] によれば、契約には、日常生活を改善するための行為（家計管理や健康管理、適切な住居）、必要とされる教育や職業訓練、職業活動に関する条項が含まれる。

しかし、制度発足後20年経過したRMIの現状は、受給者は減少しているが、受給期間が長期化し社会復帰率は芳しくない（表2）⁽¹⁶⁾。このため、2009年6月にRMIや単親手当（API=Allocation de parent isoléに代わる「積極的連帯所得（RSA=Le revenu de solidarité active）、以下、RSA」制度が発足した⁽¹⁷⁾。RSAとRMIが異なる点は、就労意欲を阻害しないよう、就労後も収入額に応じて所得の一部が補填される点である。

RMIからRSAへの移行は、社会的排除の対応において、就労重視の傾向が強まっていることを示しているが、反排除法（1998年制定）には、関連施策に法的な根拠を与え、雇用・労働のほか、住宅、健康、文化などを含む多様な視点に基づいて排除の問題に対峙する方針がみられる。RMIの施策には、社会活動などへの参加、余暇・文化・スポーツ等の諸活動への参加が含まれ、市民生活における自治を確保し、市民権や社会権を保障する目標が掲げられていたが、反排除法の第5章「教育と文化による機会平等の法律」140条には、文化へのアクセスについてより具体的に規定されている（下表）。すなわち、社会的に排除された人々が、文化へのアクセスによって文化権を保障されることが国家の目標であると謳われ、文化権は、市民権や社会権を行使する上で、不可欠な権利であると考えられている。また、目標の達成において、国、地方自治体、地方の関係組織、企業、アソシアシオン（非営利組織）の役割が重要であると謳われている。全国民が芸術・文化を享受でき、活動に参加できることは、憲法の前文や文化問題省の創設時に掲げられた目標でもあるが⁽¹⁸⁾、社会的排除の問題において、雇用・労働、住宅、健康と同列上で文化が重視されている点は、わが国の状況に鑑みると注目すべき点である。

排除との闘いに関する1998年7月29日の基本法：第140条

すべての人々が生涯を通じ、文化、スポーツ、休暇、娯楽の諸活動に平等に接し得ることは、国家の目標である。これらの諸活動は、市民権の行使を保障し得るのである。この目標の実現は、特に、不利な状況におかれた地域が優先され、芸術、文化、スポーツの諸活動の発展、また、若者が、集団で休暇や娯楽活動の施設等にしばしば通うように喚起する活動と同様、アニメーションや課外活動の諸分野の促進によって達成される。この目標は、等しく、社会的及び家族的な特徴を備える旅行施設、排除の状況にある人々が休暇に出発できる組織の発展によって達成される。

国、地域共同体、社会保護組織、企業、アソシアシオンがこの目標の実現に寄与する。これらの組織は、スポーツや文化の諸活動へのアクセスのための、関連プログラムを実施することが可能である。

公共サービスの使命として、排除と闘う国家は、文化施設に対して資金を提供する。

(16) RMIの支給額は、独身者が月額455ユーロ（約6万円）、4人家族が955ユーロ（約12万8千円）であるのに対し、パートタイム労働者の最低賃金は月額約500ユーロである。このため、2人以上の家族であれば、賃金額がRMI支給額を下回る可能性があるため、就労意欲を喪失させる「不就労の罠・貧困の罠」[小澤，2011]を発生させるとの指摘が多くなされてきた。

(17) 海外県では、2011年1月1日から実施されている。

(18) 1959年7月24日のデクレ（政令：Decree n°59-889）には、「文化問題担当省は、人類の第一にフランスの偉大な作品を、可能な限り多くのフランス人が享受できるようにし、我々の文化遺産に最大の観衆や聴衆を集め、その文化遺産をより豊かにする精神と芸術作品の創造を支える役割を担う」と記されている。

(2) 社会的包摂と文化政策

文化政策と社会問題の接点の第一の萌芽は、1946年の第四共和国憲法前文13項、国民の教育、職業訓練、文化に接する機会均等を国家が保障する国民の文化権 (*droit à la culture*) の規定である⁽¹⁹⁾。この前文は、1958年の第五共和国憲法でも採択され、翌1959年に文化問題省が創設された⁽²⁰⁾。20世紀半ば以降、芸術・文化は、全国民にとって重要と考えられ、政治や政策的な関心事として認識されるようになった⁽²¹⁾。

初代の文化問題大臣アンドレ・マルロー (1959～1969) は、文化の「民主化」と「地方分散化」を目指し、「文化の家 (*Maisons de la Culture* = MC)」の建設に着手した⁽²²⁾。計画自体は頓挫したものの⁽²³⁾、文化の家の使命である、①文化の創造、②文化の普及、③アニメーション (*animation*)⁽²⁴⁾ は、その後の文化政策のあり方に少なからぬ影響を与えている。特に、アニメーションは、社会教育 (学校外の課外教育、成人対象の生涯学習、全世代対象の余暇活動などの諸活動) の根本的な課題である「社会を支える主体の形成」にとって重要で [末本, 1980]、文化政策と教育政策さらには社会政策を結ぶ概念として重要である。80年代の社会党政権下の文化大臣ジャック・ラングも、「文化の民主化」を政策の中心に掲げ、文化政策の対象を拡大し文化予算を倍増⁽²⁵⁾ するとともに、

(19) (原文) *La Nation garantit l'égal accès de l'enfant et de l'adulte à l'instruction, à la formation professionnelle et à la culture.*

L'organisation de l'enseignement public gratuit et laïque à tous les degrés est un devoir de l'Etat.

(20) それ以前の第三共和政下 (1875～1940年) において芸術省が創設されたが、短命 (1881年11月～82年1月) であった上、文化政策は教育政策の下位政策に位置付けられたに過ぎなかった [藤井, 2007]。また、省の名称はたびたび変わり、1997年以降、文化・コミュニケーション省 (*Ministère de la Culture et de la Communication*) である。

(21) 文化の民主化の萌芽は、1944年のパリ解放後の第四共和政期以降にみられる。たとえば、若手劇団のためのコンクール開催 (1946～47年)、地方における演劇センターの設置 (1946～52年)、アヴィニオン演劇祭の創設 (1947年)、同演劇祭の創設者であるジャン・ヴィラル (文化振興の目的は、「より多くの大衆を、より美しい傑作に導くこと」と発言 [根本, 2005]) の国立民衆劇場 (*Théâtre national populaire TNP*, 1920年創設) 芸術監督への就任 (1951) などである [パスカル・オリエ, 2004; 藤井, 2007]。しかし、これらの民主化の取組は、演劇などの特定の分野に限られたため、「包括的なプロジェクト、総合的な目標ないし野望が欠如」していたとの指摘がある [パスカル・オリエ, 2004]。

(22) 文化の家は、ホール、展示室、図書室、カフェテリア、ディスコティック、その他様々な社会教育施設などを擁する複合的な文化施設で、国と市の出資で建設され、すべての県に設置することが目指された。

(23) 本土及びその周辺に96県あるが、実際に文化の家が建設されたのは、9都市であった。計画が頓挫した主な理由は、予算上の制約や、文化の家の運営方針が、大都市に集中する伝統的な高級芸術の普及にとどまったため、文化の民主化という当初の理念と現実の乖離に対する批判が生じたこととされる。その後、ジャック・デュアメル (1971～73年) 文化大臣は、文化の家よりも小規模な文化施設「文化行動センター (*Centre d'Action Culturelle CAC*)」の建設に方針を転換し、地方自治体との連携関係の強化に努めた。

(24) 人間の社会的・文化的側面での活動が活発化する、活気づくこと、または活気づかせること。すなわち、人間の自発性にもとづいた積極的な文化・余暇活動の全体 [末本, 1980]。こうした活動を担う専門的な職員はアニメーターと呼ばれる。

(25) *Grandes Travaux* といわれる建設プロジェクト (デファンス地区の新凱旋門 (超高層ビル)、オペラ・バステューユ、国立図書館の新築、ルーブル美術館の改造) が行われたほか、誰もが公共の場で一日中演奏することができる「*Fête de la musique*」(音楽の祭日) が行われるようになった。

地方分権を強化する「文化運動」に取り組んだ。「文化の民主化」を目指すこの運動には、アニメーションの考え方が受け継がれているように思われる。

その後、文化の民主化は、国民を包括的にとらえる施策展開から、階層、国籍、家族構成、教育水準などの固有の要因を踏まえた施策検討に進展し、特に、社会問題を抱える人々が文化にアクセスできる機会創出の取組強化の契機でもあったと考えられる。

第二の萌芽は、70年代の初頭、文化省の政策に「développement culturel」（文化的発展）の理念が組み込まれたことである。1968年に5月危機が発生し、「「差異」、「多様性」、「能動性」、「社会変革」といった社会的価値と芸術文化とを結びつける言説を政策提言の場に浮上させた」[久井, 1999] ことにより、文化は包括的に定義されるようになり、文化政策の対象が広がり、それまでの主な対象である伝統的な高級文化に加え、市場で取引されるような文化産業が含まれるようになった。1977年には文化省の地方機関DRACが全国に設置され、80年代以降における文化政策の地方分散化の先駆けとなった。

国民の文化権と「développement culturel」の理念は80年代に引き継がれ、1982年の地方分権化法の制定を契機に、90年代以降、他の政策分野との連携や地方の自治体や関係諸機関が文化政策の主な担い手になる動きに発展していく[自治体国際化協会パリ事務所, 2011]。2002年の文化政策の予算支出120億ユーロの構成比は、国が51%であるのに対し、地域圏及び県が12%、市町村や自治体連合が36%を占め、自治体の予算支出規模が大きく、地方自治体の役割が高まっている。また、国の支出62億ユーロのうち、文化・コミュニケーション省の支出は26億ユーロで、それを上回る残りの36億ユーロは、国民教育、外務、首相府、経済・財政・産業、国防、法務の関連各省庁に配分されている[Council of Europe/ERICarts, 2010]。この文化政策の地方分権化や、複数の省庁が文化関連予算を担う動きは、地域の文化政策の主体が、当該地域の社会問題や社会的排除の現状に目を向け、個別に対応し得る体制の整備、政策主体間の協働、施策実施を促す機会を与えたといえる⁽²⁶⁾。例えば、全国27のDRACには、都市政策と社会的統合を担当する職員が配置されている。

さらに、文化政策と社会問題の接点を推進する最も大きな契機となったのは、90年の都市省(Ministère de la Ville)の創設である。同省の創設により、都市問題の解決において、社会的統合が重視され文化政策が取り入れられることになった。都市政策(politique de la ville)⁽²⁷⁾の一環とし

26) 戦後のフランスの文化政策の一つの中心は地方分権化政策であったが、その一方で、英語文化への対抗、外国人の増加に伴うフランス文化のアイデンティティの確立の困難化により、自国の文化大国性の維持を重視する必要がある、国中心の求心性と分散性の両者を必要とする矛盾を抱え、文化省中心の中央集権的文化政策を打破できない課題も抱えている[小林, 1995]。

27) 都市政策は、劣化した大規模な郊外団地地区の環境改善と、当該地区の世帯数と雇用数の間の著しい不均衡の是正を第一の目標とし、困難な課題を抱える地区を有する地方自治体等が、国などの関係機関と協議を行う。そして、当該地区が都市政策対象地区であることを国から指定を受け、「社会結束都市契約(CUCS=contrat urbain cohesion sociale)」に基づき、①住居・生活環境、②雇用・経済開発、③教育、④保健、⑤市民権・防犯の5分野に含まれる、当該地区の課題解決に必要な施策と資源が分野横断的に投下される政策である[財団法人自治体国際化協会, 2010b]。

て、社会支援サービスや社会住宅（公的な補助が受けられる住宅）の充実とともに、「développement culturel」⁽²⁸⁾に基づく施策が実施されるようになったのである。2003年にEUに報告された第2回目のNational Action Plans on Social Inclusion (NAP/incl)には、社会的排除の問題に文化を取り入れる考えが表明されている [Woods, 2004 : IGAS, 2007]。

このように、社会的排除と文化の関連では、特定の居住区や地域 (zones d'environnement social défavorise, zones d'habitat dispersé) に排除が集中する点を踏まえ、反排除法と文化の民主化の理念に基づき、都市政策プログラム (Politique de la ville programme) と文化的発展政策プログラム (Politique de développement culturelle programme) が行われている [Woods, 2004 : Compendium ウェブサイト]。こうした施策は、芸術・文化を「手段」として利用することによって芸術性の評価が二次的にとどまる懸念や、予算措置が短期的なプロジェクト形式であるといった課題が指摘されるが、各地では、関係諸機関が連携して分野横断的な試みが続けられている⁽²⁹⁾。

上記の動向と日本の状況を対比すると、日本は「都市政策としての文化芸術振興」が曖昧で、政策執行レベルでの理念が欠如し、文化政策の対象範囲の狭隘さや近視眼的な視野がみられる [上野, 2008]。上野は、都市政策と「文化・芸術」の落差を指摘し、ハーバーマスの「市民的公共圏」に通じる「個の確立と新しい公の創出」が求められると主張する。上記の対比を踏まえると、社会的排除／社会的包摂の問題に対し、国家単位の取組に加えて、地方の自主的な運動の萌芽を見出し発展させていく必要があるといえる。すなわち、文化政策の推進において、国、自治体、地方の非営利組織、関係諸機関、住民のいずれの役割も重要で、文化政策の多様な担い手が協働することが必要である。次節では、行政機関とアソシアシオンの協働の取組についてみていく。

3 アソシアシオンの取組

(1) アソシアシオンとは

フランスには数多くのアソシアシオンが存在し、社会サービスの提供や雇用創出において大きな役割を果たしている⁽³⁰⁾。アソシアシオンは、1901年7月1日に成立した「アソシアシオンの契約

(28) 文化・コミュニケーション省のウェブサイトには、「développement culturel」で取り組まれるべき事項として、①地方分権、②芸術・文化教育、③国民教育、④文化と障害者、⑤文化と社会正義（司法）、⑥病院における文化、⑦文化とマルチメディア、⑧文化と都市政策、⑨排除との闘い、⑩公共施設の活用（移動性）があげられている。

(29) 例えば、2010年には、「希望ある郊外」(Dynamique Espoir Banlieues, 全国の215の地区でプロジェクトを実施)に関連する第3回目のフォーラムの開催や、2009年から2011年の3年計画の一環として、「地区における文化力のために“2010”」(Pour une dynamique culturelle dans les quartiers “2010”)と題するプロジェクトが各地で行われている。また、今年、EUにおける「貧困と社会的排除との闘いの欧州年2010」の一環として、一年間限定のプロジェクトも行われている。

(30) 2001年から2005年の間、年平均で約67,300のアソシアシオンが設立されており (Bilan de la vie associative 2004-2007, CNVA, 2007)、毎年設立数は70年代以降、大きく増加している。アソシアシオンの数は、1999年は約88万であったが、2005年には約110万に増加している。110万あるアソシアシオンのうち、有給職員がいるのは17.2万 (全体の15.6%)である (Enquete CNRS-Matisse/Centre d'économie de la sorbonne-2005-2006)。

に関する法律（Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association）」（略称：1901年法）に基づいて設立される民間の非営利組織の総称である。その定義は「二人以上の人々が、利益の分配以外の目的に向けて、各人の有する知識や活動を恒常的に共有するための合意で、アソシアシオンの有効性は、契約と義務に適用される法律の一般原則によって規律される」というもので、アソシアシオンは個人主義的な性格を持ち、制度というよりもむしろ、諸個人の意志の合致である「契約」と考えられている [大江, 2004: 自治体国際化協会, 2010a]。

アソシアシオンには、「非届出制」、「届出制」、「公益認可制」の3区分があり、その範囲は日本のNPOよりも柔軟で大きく、各区分は、活動分野の制約がなく、利益の分配以外の共通の目的を追求する点が共通している。区分により、法的資格（法人格）、設立手続、定款の有無、特典（財の所有や獲得、公費補助）などの要件は異なるが、設立の手続きは、日本のNPOよりも容易である [出雲, 1998: 大江, 2004: (財) 自治体国際化協会, 2010a] ⁽³¹⁾。

フランスの社会にアソシアシオンが根付いている背景として、次の7点があげられる。第一に、大革命時の人々の団結を禁止するル・シャプリエ法（1791年）の発効から1901年法の制定に至るまで、国家による社会的連帯の諸機能に対し、アソシアシオンが、人々の政治的自由や言論の自由を支え、社会的連帯と住民自治を担保し得る基本的な条件の整備を目指して機能してきた ⁽³²⁾。第二に、アソシアシオンの種類と数が多く、その活動が地域に密着している。第三に、1901年法の背景になった結社の自由が、基本的人権として憲法的価値を認められている ⁽³³⁾。第四に、1970年代以降、アソシアシオンの設立を促す法律の制定や施策が活発化した ⁽³⁴⁾。第五に、公教育において、共通の目的の実現に向けてアソシアシオンが重要な存在であることを学ぶ機会がある ⁽³⁵⁾。第六に、アソシアシオンに対する公的資金の財源補助が充実している ⁽³⁶⁾。第七に、1980年代前半の

アソシアシオンは、無償のボランティアによって下支えされているといえる。一方、日本の2010年8月末現在のNPOの認証数は40,689で、フランスに比べると数は少ない。

(31) アソシアシオンの中心的な活動領域は、文化・余暇活動と社会活動である。近年、新設されるアソシアシオンで最も数が多いのは、文化活動を目的とするアソシアシオンである。過去20年間で、共同の利益を擁護するアソシアシオンは減少または現状維持の傾向がみられる一方、共同の活動を展開し、自己実現に主眼を置くアソシアシオンが設立者の関心を集めている [村田, 2004: 自治体国際化協会, 2010a]。

(32) 2001年には、1901年法の100周年を記念する様々な催事が行われ、アソシアシオンの価値が再認識されたという [文部科学省, 2007]。

(33) 1901年法によって結社の自由は保障されるようになったが、憲法的価値を持ったのは、1971年の憲法評議会判決における、立法者による結社の自由に対する介入が違憲と判断された時である [村田, 2004: 自治体国際化協会, 2010a]。ただし、村田 [2004] によれば、結社の自由が完全に保障されるようになったのは、1981年10月9日法によって、1901年法の第4編（外国人を含むアソシアシオンの設立に事前許可を必要とする諸規定）が廃止されて以降である。

(34) 生涯教育に関する立法（1971年）、高齢者クラブの創設に対する援助（1977年）、自由ラジオ放送の許可（1981年）、アソシアティブ活動審議会の設置（1983年2月25日の法による）、学校での課外スポーツ活動に関する立法（1986年）、青少年・スポーツ・アソシアティブ活動省の設置など。

(35) フランスでは、公民教育が重視され、民主的な学校経営を通じて、生徒たちは自分たちのことは自ら解決することを学んでいく [財団法人自治体国際化協会, 2010a]。

(36) 国、地方公共団体、社会保障基金などの補助があり、公的補助金の依存度は他国よりも高い [村田, 2004]。

地方分権化の推進に伴い、社会福祉分野の権限の多くが県に移行し、アソシアシオンの役割が高まってきたことがあげられる⁽³⁷⁾。

こうした背景を踏まえると、アソシアシオンは、市民的公共圏や公益の担い手であり、行政施策の実施主体である。社会的排除の問題においても、従来からアソシアシオンが重要な役割を果たしてきたが、その取組内容は広がり、芸術・文化活動を社会問題の解決において積極的に取り入れる動きがみられる。

(2) 芸術・文化活動を通して社会問題に対峙するアソシアシオン

芸術・文化活動を取り入れた社会的包摂の取組は、これまで国公立の文化施設や芸術・文化分野のアソシアシオン（非営利組織）によって行われてきたが⁽³⁸⁾、近年の取組には次の3つの特徴がみられる。一つは、文化・コミュニケーション省が他の省庁と連携して施策を実施している点で、都市省などの芸術・文化以外の省庁が政策の中心機能を担うケースも少なくないことである。二つは、行政機関と非営利組織のパートナーシップが施策の前提になっている点である。特に、行政機関と直接のパートナーシップを組む非営利組織が、国民教育の普及・振興、社会連帯、社会問題の緩和や解決などを活動目的とする団体である点が注目され、芸術・文化分野の非営利組織が、社会問題分野の非営利組織の連携先である場合が多い。三つは、行政機関とアソシアシオンが、3年程度の複数年の協定を締結し、継続的な取組に向けて各地で試行が重ねられていることである。協定の内容が、行政主導型ではなく、相互に政策を協議し開発する取組の基底となっている点も注目される。

このように、フランスでは、芸術・文化活動による社会的包摂の取組において、省庁間の連携が進展し、アソシアシオンの役割が大きくなっている⁽³⁹⁾。

フランスのアソシアシオンは、市民性を学ぶ場を提供する重要な役割を担っている〔文部科学省、2007〕。例えば、学校の課外活動はアソシアシオンと学校が連携して行われ、知育が中心になりがちな学校教育に対し、「École ouverte」（開かれた学校）と呼ばれる課外活動は、体験型の活動を通して市民性を学ぶ場として機能している⁽⁴⁰⁾。そして、アソシアシオンの活動において、先述した

(37) アソシアシオンの発展について、公権力の財政的支援が維持されていることを踏まえると、福祉国家の後退によって説明される「穴埋め理論（gap-filling theory）」だけでは説明できないが、アソシアシオンの自由な活動そのものが公権力によって管理される点が危惧されるとの指摘もある〔村田、2004〕。

(38) 財団法人地域創造〔2010〕は、現代作品国立演劇センター/ジュヌビリエ劇場、国立舞台センター/サンカンタン・アン・イヴリン劇場、国立演劇運動研究協会、身体表現と映像の家・芸術教育研究センター（以上、パリ及びパリ近郊）、新劇場ブザンソンフランシュール国立演劇センター、ブザンソン市文化・無形遺産管理部（ブザンソン）の例を紹介している。国立の施設の事業が主であるが、芸術監督やディレクターの意向が強く反映され、第一線の芸術家や専門知識を持つ人材の参画を得た事業が行われているのが特徴である。ただし、事業の成果・効果の測定の有無は各施設によってまちまちであり、実施している場合でも、測定方法は事業参加者数や主観的な定性評価など多様で、確立していないように見受けられる。

(39) アソシアシオンの規格検査の所轄官庁は、種類、分野、機能に応じて異なる。このため、アソシアシオンは複数の省庁と接点を持つことになる〔大江、2004〕。

(40) <http://www.education.gouv.fr/cid142/ecole-ouverte.html>

アニメーションとその媒介者であるアニメーターやボランティアの存在が大きい。このように、フランスでは幼少期から生活の中にアソシアシオンが根付き、人々は、アソシアシオンが地域コミュニティの形成にとって重要な存在であることを理解し、自らもアソシアシオンの活動に関わることが大切であることを認識している。社会問題への対応でも、アソシアシオンは重要な役割を担い、その取組は地域内にとどまらず、国内全域や世界的な広がりを持つものも少なくない。こうした背景が、《社会問題、社会的排除／包摂への対応＋地域＋アソシアシオン＋芸術・文化》の組み合わせを、行政主導だけでなく、市民主導で生み出すことに結びついている。

近年のアソシアシオンの主な動向として、次の2点があげられる。一つは、文化・コミュニケーション省が、主に社会的連帯を目的に活動するアソシアシオン⁽⁴¹⁾と3ヵ年に亘る協定を結び、排除されている人々の文化権の保障に向けた政策の開発に着手したことである。加えて、2010年のEUにおける「貧困と社会的排除との闘いの欧州年」の一環として、「文化—国民教育」憲章⁽⁴²⁾に基づき、11の国民教育の連盟と上記のアソシアシオンが提携し、教育の視点を取り入れたプロジェクトが強化されていることである。二つは、文化へのアクセスの視点から、反排除法や先行プロジェクトの実効性について検証が行われていることである。次に、この2つの動向から、芸術・文化活動による社会的包摂の取組の実態と課題をみていく。

(3) 文化・コミュニケーション省とアソシアシオンの協働

社会的連帯を主な目的とするアソシアシオンは、文化・コミュニケーション省が掲げる「Dynamique espoir banlieues」（都市政策）の5つの目標に基づいて3年間の取組計画を策定し、同省と協定を結び、関連政策の実践と開発に着手している（表4）。

各アソシアシオンは、貧困状況にある人々、少数派の人々、移民・難民・避難所を探す人々、社会への参入を目指す人々など、社会的に排除されていると考えられる様々な人々の社会問題に取り組む団体で、組織や活動の規模は大きく、その活動拠点は全国あるいは海外に及んでいる⁽⁴³⁾。そして、その傘下に地域に密着して活動を行うアソシアシオンが存在し、複数の拠点で広域的に事業が行われるケースもみられる。

行政が提示する、協定の5つの目標や協定が目指す14の成果の内容は、芸術・文化の範疇を超えて社会政策が目指すべき広範な内容が含まれている。各団体の協定書には、この目標や成果の内容のうち、各団体の事業目的に沿った項目や反排除法第140条に依拠することが謳われている。協定の目標や成果には共通の方向性がみられるが、個々のプロジェクトの内容は多彩である。多彩な

(41) 2010年は、Le Secours populaire français, Secours catholique-Caritas France, ATD Quart Monde, Emmaüs France, FNARS (Fédération nationale des associations d'accueil et de réinsertion sociale), La Cimade, Fnasat-Gens du voyage (Fédération nationale des associations solidaires d'action avec les Tsiganes et les Gens du voyage) の7つのアソシアシオンと協定を結んでいる。

(42) 1999年6月30日に文化・コミュニケーション省と8つの連盟が、芸術・文化教育、媒介、アマチュア活動の発展と継続を主な行動目的として署名したのが始まりである [IGAS, 2007]。

(43) 例えば、FNARSは750の組織で構成され、各地で2,200の社会参入施設とサービスを運営し、毎年60万人の参入を支援している。

表4 アソシアションと文化・コミュニケーション省の協定の概要

<p align="center">文化・コミュニケーション省の「Dynamique espoir banlieues」(都市政策)の5つの目標</p> <p>①開発：多様で優れた芸術的及び文化的な供給(創造)を強化し維持する ②促進：社会、経済、地域的理由によって文化を享受できない人々が、文化に接近できるよう促進する ③強化：外国人の参入に寄与し、文化間の対話に配慮し、文化や表現形態の多様性の価値を高める社会的統合を強化する ④改善：中心地域と周辺地域間の関係(格差)を改善し、人々の創造性の可能性を表明する ⑤強化：文化の仲介者及び社会的及び連合的な主体を組織する様々な主体の協働を強化し構築する</p>
<p align="center">①実施主体(主な対象)／②主なプロジェクト／③国民教育の諸連盟との共同プロジェクト</p>
<p>①Secours populaire français(貧困の状況にある人々)／②「行動するための言葉」運動／③青年と文化の家フランス連盟(FFMJC)及びEmmaüs Franceとの「Solid'art」(コンサートなど3つのプロジェクト)、教育連盟との「哲学と写真をめぐる市民カフェ」、全国農村家庭連盟(FNFR)との「作家と俳優/田舎地域の住民の出会いの語り手」、教育活動法訓練センター(CEMEA)との「劇場の発見と劇場を生きる：連帯の劇場」。</p>
<p>①ATD Quart Monde(貧困の状況にある人々、特に子ども)／②ウレザンスキ文化組織の活動(知と芸術の祭典、貧困排除の世界の日、貧困なき世界フォーラム、文化組織の出会いの日、路上の図書館など)への参画、情報発信(Les Éditions Quart Monde, La mémoire des habitantsの刊行)／③FRANCAS全国連盟及びSecours populaire françaisとの「ラジオ、排除に対する言葉の媒介」</p>
<p>①La Cimade(移民、難民、避難所を探している人々)／②「migrant'scène」(会議、コンサート、映画等で構成される祭典)を20都市で組織／③教育活動法訓練センター(CEMEA)との「軌道一連帯的な世界のための思考の実験の歓待」</p>
<p>①Emmaüs France(貧困の状況にある人々)／②文化分野のアソシアションPlanète Emergencesと共同プロジェクト(個人レベルの文化活動実践の積み重ね→個人のグループ化→新しい文化空間(文化センター)の創造という3段階の取組で構成)／③People et cultureとの「富と貧困：記録映画の連作」</p>
<p>①FNARS(Fédération nationale des associations d'accueil et der réinsertion sociale)(社会参加が必要な人々)／②市民参加の国際会議や参加型の文化事業／③教育連盟との「住宅と社会再参入センター(CHRS)における文化と劇場」、青年と文化の家フランス連盟(CFMJC)との「ブルターニュにおける排除に対する共同行動過程の周辺」</p>
<p>①FNASAT-Gens du voyage(Fédération nationale des associations solidaires d'action avec les Tsiganes et les Gens du voyage)(ジプシーや放浪者など少数派の人々)／②情報センターの運営、「La Revue Etudes Tsiganes」の刊行、各地のアソシアションの活動の統括／③全国農村家庭連盟(FNFR)との「キャラバンと庭」、FRANCAS全国連盟との「放浪者と定住民の間で」</p>
<p>①Le Secours Catholique-Caritas International(社会的に排除されやすい人々)／②「参入施策への文化芸術導入の可能性の調査と事業の検討」→「事業の影響度や課題の調査」→「事業実績の総括」への取り組み／③全国社会センター連盟との「メディア、文化と不安定：異文化の形態と同時代人の関係の構築」、全国農村家庭連盟(FNFR)との「人々の欧州 路上の人々とともにCluny 2010」</p>
<p>①Ni putes Ni soumises(すべての人々、特に青少年)／②文化を通じて性、国籍、宗教の違いによる差別を回避するプログラム「尊敬の文化」を教育機関等で実施。</p>
<p>①Pulsart(社会的に排除された人々)／②文化の民主化の目的を掲げるアソシアションで、1994年の創設以来、社会的に排除されている子どもを対象とする「貧困の子どもの存在と文化的表現の豊かさ」などの事業を継続的に実施。人との交流や美的経験を提供。</p>
<p>↓(複数年の協定、「文化-国民教育」憲章)↑</p>
<p>文化・コミュニケーション省(MCC) 開発及び国際問題局(DDAI)、文化政策と革新の調整局(SCPCI)、教育と芸術・文化的発展局(DEDAC)</p>
<p>「貧困と社会的排除との戦いの欧州年2010」(EU)</p>
<p>↓</p>

文化・コミュニケーション省と連帯及び国民教育のアソシアシオンの協定による14の相乗効果

- ①人々の芸術と文化へのアクセスの強化
- ②フランス文化とその施設へのより良いアクセスの提供
- ③芸術及び文化にかかる教育や愛好家活動の強化（特に、青少年とその家族）
- ④芸術及び文化的な媒介の分野における革新
- ⑤文化の教育拠点へのアクセスの簡便化
- ⑥各人の芸術的創造の促進
- ⑦文化的表現の向上
- ⑧拒絶の回避、差別、不寛容、人種差別との闘い
- ⑨人権、政教分離、貧困や少数派の人々の再認識との闘いにかけている、すべての人々の機会の平等と市民権へのアクセスの強化
- ⑩市民権、各人のアイデンティティ、国民文化へのすべての人々の寄与の再認識
- ⑪文化遺産の認識とその価値の維持への努力
- ⑫国を超えて、欧州や国際的な力を開く
- ⑬排除や文化的少数派に対する見方を変える
- ⑭文化として、法へのアクセスを強化

出所：文化・コミュニケーション省の各種資料、ウェブサイトの情報をもとに筆者作成。

プロジェクトの共通点をあげると、社会的連帯や社会問題の解決といった自らの専門分野に芸術・文化を積極的に導入する試みがみられ、活動目的の実効性を高めるため、他分野のアソシアシオンと積極的に連携し、公共施策や公共機関の活用意欲が高いことである。協定書の内容をみる限り、各アソシアシオンが、文化は個人の発展と不可分であり、自らの活動目的の達成において、文化が欠かせない要素であることを認識していることがうかがえる。また、アソシアシオンの規模が大きく、傘下の各地のアソシアシオンを統括する機能も有しているため、活動を広域的に行えると同時に、活動の認知においても効果的であると考えられる。さらに昨年は、「文化－国民教育」憲章に基づく取組が行われており、この取組では、社会連帯、国民教育、芸術・文化の各分野のアソシアシオンの連携が必然とされ、アソシアシオンとその事業への参加者を媒介する専門知識を持った人材も配置されている。これは、アソシアシオンの連携の促進・円滑化と事業効果の創出をより強く意識しているものと考えられる。

ただし、これらの共通点の背景として、協定の基底にもともと国民教育や都市などの諸政策の視点が備わっており、政策の目的・目標が明確であること、省庁間の連携が進展していることに留意する必要がある。また、文化政策と他の政策分野の融合関係において、文化政策よりもむしろ、他の政策分野のウェイトが大きいといえる。これは、「文化的発展」の概念が定着しているとみることできる。

このように、芸術・文化活動を通して社会問題に対峙するアソシアシオンの取組は、近年、急速に進展し本格化している。しかし、今後の課題は、3年間という中期的なプロジェクトの成果が、その後の社会政策及び文化政策などの関連諸政策にどのような影響を及ぼすのか見極めていくことである。このような現状の中で、Inspection générale des affaires sociales（社会問題総監督官、以下、IGAS）やFondation Abbé Pierre（以下、ピエール神父財団）によって、反排除法や都市政策の先行プロジェクトの実効性を検証する試みが行われているが、今後の政策開発にとって欠かせない取組

といえる。

IGASによる反排除法の文化へのアクセスの実効性の検討報告書と、ピエール神父財団が行った先行プロジェクト⁽⁴⁴⁾の3年間の経過報告書から導き出される主な政策上の課題と提言は次の2点である。

一つは、国が、反排除法に掲げる「文化へのアクセスの民主化」という目標の強化と具体化に苦慮していることである [IGAS, 2007, Vilchien Danielle, et al., 2007]。Insee (国立統計経済研究所)とCREDOC (生活の質の調査と監視のための研究センター)が行った調査(2003年)によると、「フランス人の10人に1人が経済的要因によって文化を享受できない」状況にあるが、IGASは、文化へのアクセスを推進する単発的だが多様な動きが各地でみられることも明らかにしている。こうした動きに対し、行政の予算措置が行われているものの、その成果はまだはっきりと現れていないと分析している。この一要因は、文化へのアクセスがいまだ国家政策の中核的な戦略になっておらず、社会領域の当事者に比べ、文化領域の当事者の関心が低いことである。具体的には、芸術・文化系の教育機関などでは芸術至上主義や芸術・文化の範囲設定が狭いといった状況がみられ、社会的包摂の取組に対して消極的であるほか、文化へのアクセスのこれまでの取組が入場料の低減や無料化などの料金政策⁽⁴⁵⁾にとどまり、その便益が限定的であり、反排除法が制定された1998年から近年まで、社会的に排除された人々に対する文化のアクセスを、教育や芸術・文化活動の実践を通じて推進する施策がほとんど行われなかったことである。

こうした現状に対し、IGASは、文化へのアクセスという国家目標の実効性の向上に向けて、文化や社会的統合に関係する行政機関や地方機関、文化施設、福祉系のアソシアシオン、国民教育連盟による常置の連携組織をつくり、明確で計画的な国家戦略を練り上げることが求められると提言する。そして、国家戦略を3～5年かけて発展させ、自治体レベルでの、戦略に対する信頼を確立し、戦略の担い手や事業実施とその継続方法といった政策の核となる部分を定めることにつながることを求められると指摘している。この指摘において重要なことは、財政措置を除く国家の介入を最小限にとどめ、多様な政策主体者が協議することである。

二つは、上述した成果が十分に現れていない点に対し、社会的に排除された人々の文化へのアクセスの実態をみる上で、例えば、文化施設や芸術教育施設の活動への参加状況などをアンケート調査するほか、経験を共有できるような常置の会議を設置するなどして、好例を調査し奨励することが提言されている。これに関連して、国内の賞々すべての人々のための文化(culture pour tous)を創設し、著しい貢献のあったアソシアシオンや文化施設を顕彰するアイデアも提言されている。さらに、成果を明らかにする上で、文化及び社会の両分野で、先導的で継続的に取り組み得る人材

(44) 同財団が10年以上継続してきた「文化活動と社会発展」の運動に基づいて、2006～2008年に実施された先導事業である。住民の参加、政策融合の検証、地域パートナーの構築の3つの基本的な原則を掲げ、国内の3か所(プロネイのAudrey Bartier社会文化センター、ノワジュール市のルザール青年と文化の家、アヴィニヨンのEspelido社会センター)で行われた事業の実施過程と効果が報告されている。

(45) 一例は、家族手当金庫の取組で、ルーアンの金庫は、2000年以降、映画、書籍フェスティバル、劇場、オペラハウスなどの文化施設とともに、社会的に排除されている子どもやその家族に対し、特別料金を設定している [IGAS, 2007.]

を配置することも必要だと指摘されている。例えば、文化分野であれば、文化施設や文化活動に慣れ親しんでいない人々の問題に詳しい人材であり、社会分野であれば、文化への突破口を開く、アニマトゥール、教育者、社会支援者などである。

一方、ピエール神父財団が行ったプロジェクトの構想は、同財団とプロジェクトに関連する機関が10年以上かけて検討してきたものであり、その継続的で地道な取組は評価されてよいと思われる。また、第三者である芸術家を介することによって、排除されている地区とその住民に付加価値がもたらされる可能性があることがわかってきたが、今後、社会や都市の発展の取組に、文化活動をどう組み込んでいくのかが課題だと指摘している。

IGASの提言とピエール神父財団のプロジェクト報告書を踏まえると、今後、政策の検討と実施において、文化政策は諸政策の一部を構成する位置づけとなり、非営利組織や地域住民の主体性と自立性が前提になるという共通する方向性がみられる。

結論

本稿では、フランスの社会問題及び社会的排除の対応において、就労重視の方向性ととも、反排除法に基づき、関係省庁と諸政策の連携によって、被排除者が、就労を含む、生活の様々な場面で自律と自立を自ら獲得し得る社会を構築する方向性がみられた。

この方向性を文化政策の視点からみると、フランスから学び得るのは次の7点である。一つは、文化政策が、教育政策、労働政策、福祉政策など広義の社会政策と同列に位置付けられ、国家や地方自治体の関与が当然とみなされ、省庁間の連携が進んでいることである。二つは、文化が政治の重要なテーマになることである [藤井, 2007]。これは、60年代の文化の民主化、70年代の文化的発展、80年代の地方分権化、90年代以降の省庁間の連携へと文化政策の主要な理念が変遷する中で、他の政策分野との関わりも考慮しながら、文化政策の持続可能性について検討されてきたことからもうかがえる。三つは、文化政策には中央集権と地方分権化のせめぎあいがみられるものの [小林, 1995]、地方分権が進み、自治体と地域のアソシアシオンが文化政策の主たる担い手になっていることである。四つは、行政機関と比肩し得る大規模かつ専門的なアソシアシオンが存在し、行政主導の活動に終始せず、文化政策や関連政策に対するアドボカシー機能も担っていることである。五つは、地方に多数のアソシアシオンが存在し、その活動に参画する人々とその活動を下支えるボランティアの人材が豊富であることである。大江 [2004] が指摘するように、アソシアシオンは、市民の社会参加の有効な媒体である。六つは、文化政策と教育の関係において、学校教育だけでなく社会教育が重視されており、社会教育を担うアソシアシオンの活動において、専門知識を持つアニマトゥールの役割と地位が確立し評価されていることである。このため、地域の文化施策は、観光振興や中心部の都市開発事業とは一線を画し、人々の日常生活に密着して着実に展開されている。七つは、社会問題の解決や社会的連帯を目的とするアソシアシオンが、その目的の達成において芸術・文化が重要な要素だと認識し、当該分野のアソシアシオンと連携して事業に取り入れている点である。そして、最も重要な点は、文化へのアクセスが、市民権や社会権の保障が根拠となって検討されていることである。

上記の諸点から、フランスでは、芸術・文化と社会のかかわりが常に検討されてきたといえる。そして、社会的に排除されている人々の生活の質を向上し社会的連帯を実現する上で、芸術・文化は不可欠な要素である。社会的連帯の実現は、国民一人ひとりが、社会、さらには国家を形成し表象する主体であることを自覚し行動してこそ可能である。

その一例として、現代美術の展示施設「ル・プラトー (Le plateau)」が挙げられる⁽⁴⁶⁾。この施設は、パリ19区の、中間所得層や移民系労働者が居住する比較的複雑な地域に立地しているが、この地域に集合住宅の建設計画が出された際、地域のアソシアシオンや住民が主体になり、建設予定住宅の1階部分にアートセンターと託児所をつくる条件を提示し同意した経緯は興味深い⁽⁴⁷⁾。この動きに注目したイル・ド・フランス現代美術地方基金 (Fonds regional d'art contemporain, 以下、FRAC)⁽⁴⁸⁾が、コレクションの展示施設として共同運営を提案したため、この提案を受け入れ、イル・ド・フランスの地方議会、DRAC、パリ市の支援を受け、2002年1月に600㎡の施設が整備された。この例は、何よりも市民の意思によって設置されたことが評価できる。すなわち、近隣住民が地域アートセンターの必要性を強く訴え、本格的な現代美術の質を追求するだけでなく、場の提供と地域社会との連携を通じ、アートとともに地域とそこに暮らす人々の対話の空間をつくり生活の質を高める取組を続けている点である。ル・プラトーでは、FRACが収集した現代美術作品を紹介する展覧会や現代美術の企画展が開催されるほか、アーティストからの展覧会等の企画の提案、住民とのコミュニケーションに基づいて制作が行われることもある。また、絵画だけでなく造形芸術や音楽との融合の試みや、時代の考え方、政治や社会といった芸術を取り巻く世相を反映した作品も制作される。ル・プラトーは、近隣住民の生活の質の向上、社会的連帯の実現、アートを通じた社会を映し出す機能を担っていると考えられる。

上記のような取組を下支えするフランスの行政組織は複雑で、社会的排除／包摂の問題と文化政策に関わりのある組織が近年も創設されている⁽⁴⁹⁾。このため、施策の全貌を把握することは困難であるが、これは、社会的排除の概念を現実の動的な社会問題に適用する過程ともいえる。芸術・文化が社会的包摂に果たし得る効果や意義は、解明途上であるとはいえ、フランスにおける実験は、わが国の施策展開にとって参考になるだろう。

一方、日本の状況を見ると、自治体文化政策において、他の政策分野に文化を活用する率はまだ

(46) この部分の記述の多くは、徳山 [2006] 及びLe Plateauのウェブサイト に依拠している。

(47) 徳山 [2006] によると1990年代前半、現在の敷地にはテレビスタジオがあり、近隣一帯が一種の映像関係者の溜まり場ようになっていたという背景があるが、地域の来歴を踏まえてアートセンターの設置を提案した点を評価したい。

(48) 地方分権化政策の一環として創設された文化・コミュニケーション省の助成機関の一つで、地域圏ごとに設立され、美術館での収集が困難な現代美術のコレクションの収集、管理、展示を行う。

(49) 例えば、社会結束・機会均等庁 (L'ACSé : Agence nationale pour la cohésion sociale et l'égalité des chances) は2006年3月31日法で創設され、都市政策 (Politique de la ville) の一端を担っている。松村他 [2003] は、フランスの社会福祉体系の特色について、理念・概念を前提に組み立てられており、システムが複雑で多面的な組織が入り組んでいる (公民多様) と指摘している。また、日本の社会福祉が並列型・垂直型であるのに対し、フランスの社会福祉は、編み込み型・普遍型であると指摘している。

低く、社会における文化の役割や位置付けも明確とはいえない〔天野，2010b〕⁵⁰⁾。このため、文化政策の理念を再検討することが必要になるが、留意すべきことはつぎの4点である。第一は、他の政策分野を導入することも踏まえた上で、持続可能な政策として発展し得る可能性について検討することである。第二は、文化政策の担い手である非営利組織とその活動を下支えする人々の自発的な取組の萌芽を注意深く見出し、各組織の実態に即して発展できるようきめ細かく支援することである。第三は、様々な分野で活動する非営利組織の連携による相乗効果を導出できるよう、非営利組織間の連携を促進し、政策を担いやすい環境を形成していくことである。第四は、文化政策の理念を検討・確立する上で、法律の重要性を認識することである。大村〔2002〕によると、フランスの文化法や1901年法は、「大文字の「社会（Société）」を形成する小さな「社交（société）」を支える「法」、すなわち「社交法」である。大村は、社交法は「人と人が絆（社会的きずな）を結ぶための知恵や技法」として重要であるが、社交法が法として使いやすく実用性の高い制度であるためには、フランスのように詳細な法規範が必要だと指摘する。一般的に、法律は人々の発想や行動を規制・拘束するものと考えられがちだが、むしろ、法律が人々と社会の新しい関係を生み、新しい社会の姿を映し出す点に留意された法規範の整備が求められる。

今後、日本においては、上記の留意点を踏まえて、社会権とそれを担保する社会政策において文化の役割が位置づけられ、文化政策において文化へのアクセスを保障する民主化の実現を達成する方策を検討することが求められる。

（あまの・としあき 神戸大学大学院国際文化学研究科博士後期課程）

参考文献・資料

- 赤堀忍・鳥海基樹〔2010〕『フランスの開発型都市デザイン：地方がしかけるグラン・プロジェクト』彰国社。
- 天野敏昭〔2010a〕「社会的包摂における文化政策の位置づけ：経験的考察に向けた分析枠組みの検討」『大原社会問題研究所雑誌』No.625, 23-42頁，法政大学大原社会問題研究所。
- 同〔2010b〕「社会的包摂の視点に基づく自治体文化政策の考察」（平成22年度兵庫自治学会研究発表大会（神戸市外国語大学）第5分科会「協働・まちづくり」未定稿フルバージョン）。
- バラ，A. S./ラベール，F.（福原宏幸／中村健吾監訳）〔2005〕『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。
- エミール・デュルケム（麻生誠・山村健訳）〔2010〕『道徳教育論（講談社学術文庫1992）』講談社。
- イヴ・レオナル編（植木浩監訳・八木雅子訳）〔2001〕『文化と社会—現代フランスの文化政策と文化経済—』芸団協出版部。
- フランソワ＝グザヴィエ・メリアン（石塚秀雄訳）〔2001〕『福祉国家』白水社。
- 藤井慎太郎〔2007〕「芸術，文化，民主主義—文化的平等とフランスの舞台芸術政策」『演劇研究センター紀要』（早稲田大学21世紀COEプログラム〈演劇の総合的研究と演劇学の確立〉）Ⅷ号，271-286頁。
- 福原宏幸〔2005〕「日本における自立支援と社会的包摂—社会的困難を抱える人々への支援をめぐる」

50) 相対的に活用率が高いのは生涯学習（12.9%）と社会教育（11.7%）である。また、近年、芸術・文化活動を通じて社会問題に対峙する企業メセナや芸術系NPOの取組が増えているが、例えば、大阪府における企業やNPOとの協働実績において、芸術・文化関連の事業は極めて少ない。

- 一 大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第106巻第2号, 59-83頁, 日本評論社。
- 同 [2006] 「社会的包摂政策を推進する欧州連合—そのプロセスと課題—」『生活経済政策』2006年8月号 (No.115), 14-17頁, 生活経済政策研究所。
- ジェヌヴィエーヴ・ブジョル/ジャン=マリー・ミニヨン (岩橋恵子監訳) [2007] 『アニマトゥール: フランスの社会教育・生涯学習の担い手たち』明石書店。
- 平出重保 [2009] 「フランスの移民政策の現状と課題」『立法と調査』No.293, 3-11頁, 国立国会図書館。
- 久井英輔 [1999] 「1970年代フランスにおける文化政策理念の動向—概観とその政治的・社会的位置—」『生涯学習・社会教育学研究』第24号, 1-10頁, 東京大学。
- 同 [2000] 「芸術・文化への公的支援と「正統性」の問題—1980年代フランスにおける文化省の政策を事例に—」『生涯学習・社会教育学研究』第25号, 21-30頁, 東京大学。
- 出雲祐二 [1998] 「フランスのボランティア組織: アソシアシオンについて」『海外社会保障情報』No.83, 9-23頁, 国立社会保障・人口問題研究所。
- 同 [2007] 「フランスの所得保障とRMI」『海外社会保障研究』No.159, 48-58頁, 国立人口問題・社会保障研究所。
- 財団法人自治体国際化協会パリ事務所 [2010a] 『フランスにおける地域振興とアソシアシオン』CLAIR REPORT No.344。
- 同 [2010b] 『パリ郊外都市オーベルヴィリエ市の外国人住民の社会統合の取り組みについて』CLAIR REPORT。
- 同 [2011] 『フランスの文化政策』CLAIR REPORT No.360。
- 岸清香 [2006] 「第8章 ヨーロッパ統合と文化政策—戦後美術の想像力はどうか変遷したのか」廣田功編『現代ヨーロッパの社会経済政策—その形成と展開』日本経済評論社。
- 小林真理 [1995] 「フランスにおける文化政策と法に関する研究 (1) —文化政策における現代的課題—」『早稲田大学人間科学研究』第8巻第1号, 107-119頁。
- 近藤のぞみ [2005] 「フランス「文化の家」についての—考察—マルローの芸術文化政策の再検討に向けて—」『アートマネジメント研究』39-48頁。
- 丸岡利則 [2010] 「フランスの社会保障概念史—社会的包摂と排除の系譜—」関西福祉大学『社会福祉学部研究紀要』第13号, 137-146頁。
- 松村祥子・出雲祐二・藤森宮子 [2003] 「社会福祉に関する日仏用語の研究 (1)」『放送大学研究年報』第21号, 267-280頁。
- 同 [2005] 「社会福祉に関する日仏用語の研究 (2)」『放送大学研究年報』第23号, 97-107頁。
- 溝口紀子・光本健次・田辺陽子 [2005] 「フランスにおけるスポーツクラブの変遷について」『静岡文化芸術大学研究紀要』VOL.6, 77-82頁, 静岡文化芸術大学。
- 三浦信孝・西山教行 [2010] 『現代フランス社会を知るための62章』明石書店。
- 文部科学省 [2007] 『諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書』(調査実施機関: 株式会社日本総合研究所) 173-209頁。
- 村田尚紀 [2004] 「フランスにおけるアソシアシオンの現状」『立命館大学人文科学研究紀要』84号, 119-145頁。
- 中村健吾 [2002] 「グローバリゼーションと地域統合の時代における社会政策の可能性」社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』法律文化社。
- 同 [2005] 『欧州統合と近代国家の変容: EUの多次元的ネットワーク・ガバナンス』昭和堂。
- 同 [2006] 「社会理論からみた「排除」—フランスにおける議論を中心に—」大阪市立大学経済格差研究センター『CREI Discussion Paper Series』No.2。
- 仲村優一・一番ヶ瀬康子 (編集委員会代表) [1999] 『世界の社会福祉5: フランス・イタリア』旬報社。
- 根本長兵衛 [2005] 『街が再生し, 市民がよみがえる文化とメセナーヨーロッパ/日本: 交流と対話』

人文書院。

- 大江純子 [2004] 「第2章 第2節フランスの文化分野におけるアソシアシオン」 神野直彦・澤井安勇 編著『ソーシャル・ガバナンス』79-105頁, 東洋経済新報社。
- 大村敦志 [2002] 『フランスの社交と法』 有斐閣
- 小澤裕香 [2010] 「第11章 サルコジ政権下の貧困政策—RMIからRSAへ—」 『フランス—経済・社会・文化の諸相 (中央大学経済研究所研究叢書50)』 259-299頁, 中央大学出版部。
- 同 [2011] 「RSA改革を通じたフランスワークフェア政策の転換—権利・義務関係の再構築—」 『経済学論叢』 第51巻第1・2合併号, 17-32頁, 中央大学経済学研究会。
- パスカル・オリエ (岸清香・剣持久木訳) [2004] 「文化政策」—フランス・モデルは存在するのか?」 『国際関係・比較文化研究』 第3巻第1号, 135-149頁, 静岡県立大学。
- ポール・スピッカー (武川正吾, 上村泰裕, 森川美絵訳) [2001] 『社会政策講義—福祉のテーマとアプローチ—』 有斐閣。
- 連合大阪あいりん地区問題研究会 [1998] 『日雇い労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題』 日本労働組合総連合会大阪府連合会。
- 佐々木真 [2007] 「書評 (福井憲彦編『アソシアシオンで読み解くフランス史』 山川出版社, 2006年)」 『上智史學』 52, 161-167頁。
- 末本誠 [1980] 「社会の主体形成と施設—フランスの「文化の家」と「青年と文化の家」—」 日本社会教育学会年報編集委員会『社会教育の計画と施設—日本の社会教育第24集—』 188-198頁, 東洋館出版社。
- 多田一路 [2008] 「社会保障法制における国家の役割—フランスにおけるアンチエタティスム—」 『立命館法学』 2008年5・6号 (321・322号), 279-302頁。
- 高村学人 [2007] 『アソシアシオンへの自由—〈共和国〉の論理』 勁草書房。
- 田村哲樹 [2006] 「就労・福祉・シティズンシップ—福祉改革の時代における市民像」 社会政策学会編『社会政策における福祉と就労』 社会政策学会誌第16号, 51-65頁, 法律文化社。
- 田中拓道 [2004] 「フランス福祉国家論の思想的考察【「連帯のアクチュアリティ」】」 『社会思想史研究』 No.28, 53-68頁。
- 同 [2006a] 『貧困と共和国—社会的連帯の誕生』 人文書院。
- 同 [2006b] 「社会契約の再構成: 社会的排除とフランス福祉国家の再編」 『社会政策における福祉と就労 (社会政策学会誌第16号)』 77-90頁, 社会政策学会。
- 財団法人地域創造 [2010] 『新「アウトリーチのすすめ」—～公立文化施設, 文化・芸術による地域に活力をもたらすために～』。
- 徳山由香 [2006] 「まちとアート・その1 フランス」 『季刊プラグ』 vol.003, 大阪府立現代美術センター/大阪大学コミュニケーションデザイン・センター。
- 柄田明美 [2007] 「REPORTⅢ 芸術文化によるソーシャル・インクルージョン—福祉との連携の事例から—」 『ニッセイ基礎研REPORT』 2007.5, ニッセイ基礎研究所。
- 都留民子 [1993] 「フランスの貧困に抗する社会保護—参入最低限所得RMI制度の分析を通じて—」 『白梅学園短期大学紀要』 第29号, 63-79頁。
- 同 [1996] 「フランスの参入最低限所得 (RMI) 制度の受給者」 『白梅学園短期大学紀要』 第32号, 45-66頁。
- 同 [1999] 「フランスの「反排除法」にみる「ホームレス」対策」 『市政研究』 No.124, 49-59頁, 大阪市政調査会。
- 同 [2000] 『フランスの貧困と社会保護: 参入最低限所得 (RMI) への途とその経験』 法律文化社。
- 同 [2002] 「フランスの『排除』概念: わが国の社会問題に使用することは可能か」 国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』 141号, 3-17頁。
- 同 [2010] 『失業しても幸せでいられる国: フランスが教えてくれること』 日本機関紙出版センター。
- 上野征洋 [2008] 「都市経営と文化・芸術—文化政策の視点から—」 『都市問題研究』 56 (3), 3-19

- 頁, 大阪市政調査会。
- 渡邊啓貴 [1998] 『フランス現代史：英雄の時代から保革共存へ（中公新書1415）』中央公論社。
- クサビエ・グレフ（垣内恵美子監訳）[2007] 『フランスの文化政策：芸術作品の創造と文化的実践』水曜社。
- Conseil national de la vie associative., 2007, 'Bilan de la vie associative : 2004-2007', La Documentation française.
- Council of Europe/ERICarts: "Compendium of Cultural Policies and Trends in Europe:Country Profile France Last profile update:October 2007", 11th edition 2010. Available from World Wide Web:<<http://www.culturalpolicies.net>>.
- European Commission., 2006, 'Joint Report on Social Protection and Social Inclusion 2007', Luxembourg:Office for Official Publications of the European Communities.
- European Commission.,2008, 'Joint Report on Social Protection and Social Inclusion 2009', Luxembourg:Office for Official Publications of the European Communities.
- Fondation Abbé Pierre., 2009, 'Rapport :Dynamiques culturelles des quartiers:Evaluation du projet pilote de la Fondation Abbé-Pierre 2004/2008'.
- Hall,T.,Coffey,A.,2007, 'Learning Selves and Citizenship :Gender and Youth Transition', Journal of Social Policy, 36:2, 279-296.
- Inspection générale des affaires sociales (IGAS)., 2007, 'Rapport:L'accès à la culture des plus défavorisés'.
- Lister,M.R., 2001, "gender and citizenship", in The Blackwell Companion to Political Sociology, Nash, K & Scott,A. (eds),Blackwell,pp323-332.
- Ministère de la Culture et de la Communication., 2010, 'Enjeux et engagements'.
- Ministère de la Culture et de la Communication., 2010, 'Extraits des conventions pluri-annuelles d'objectifs en cours 2010-2012'.
- Ministère de la Culture et de la Communication., 2010, 'Résultats de l'appel à projet restreint du ministère de la Culture et de la Communication dans le cadre de l'année européenne de lutte contre la pauvreté et l'exclusion sociale'.
- Ministere de la Sante,de la Jeunesse,de Sports et de la vie Associative., 2007, '2007 chiffres-clés de la Vie associative'.
- L'Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale (L'ONPES), 'Bilan de 10 ans d'observation de la pauvreté et de l'exclusion sociale a l'heure de la crise:rapport 2009-2010'.
- Philippe Lombardo et Jérôme Pujol ., 2010, 'Les niveaux de vie en 2008' Insee Première N° 1311.
- Vilchien Danielle,Puydebois Cédric,Lesage Gérard., 2007, 'Evaluation de l'application et de l'impact de la loi d'orientation du 29 juillet 1998 relative à la lutte contre les exclusions:Rapport de synthèse', Inspection générale des affaires sociales (IGAS) ;Inspection générale de l'administration de l'éducation nationale et de la recherche (IGAENR).
- Woods,R,et al., 2004, 'A thematic study using transnational comparisons to analyse and identify cultural policies and programmes that contribute to preventing and reducing poverty and social exclusion'European Commission.